

## マル経融資(担保・保証人不要)のご案内

日本政策金融公庫制度の中に、小規模事業者経営改善資金(通称 マル経)と呼ばれる制度がございます。下記内容をご覧の上、事業資金調達にお役立て下さい。

ご融資額	1500万円	
ご融資期間	運転資金	設備資金
	7年以内(据置期間1年以内)	10年以内(据置期間2年以内)
担保・保証人	不要	
申込条件	ア. 従業員数は小売業・卸売業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) <b>5人以下</b> 製造業・その他の業種で <b>20名以下</b> であること イ. 事業に係る税金はすべて完納していること ウ. 同一地区内で1年以上事業を営んでいること エ. 商工会議所の実施する経営指導を受けていること	
必要なもの	個人事業主	法人
	ア. 確定申告書、決算書2年分 イ. 所得税・住民税の領収書または納税証明書	ア. 確定申告書・決算書2期分 (決算後6ヶ月以上経過している場合は直近の試算表も必要です) イ. 法人税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書 ウ. 初めての利用、または完済後1年以上経過している場合は「登記事項全部証明書」が必要です
・設備資金の申込については、見積書・カタログのコピーが必要です。 ・不動産を所有している場合は、「固定資産名寄台帳の写し」もしくは「固定資産税納付通知書」のコピーが必要です。(個人・法人不問)		

業種によっては営業に関する許認可証等の写しを頂くことがございます。

### 個人事業所の皆様、利用してみませんか? < 商工会議所の記帳代行制度のご案内 >

商工会議所では、日々の記帳事務軽減に個人事業者を対象にした記帳代行を行なっています。

コンピュータで記帳から申告まで、  
あなたを決算事務から解放!



#### 記帳代行業務について

- 毎月1回、前月分の現金出納帳(収支日計表)をご記入のうえ預金通帳等と共に提出していただきます。
  - 当所で会計ソフトへ入力後、元帳を作成し決算・確定申告までお手伝いいたします。  
 代行手数料は、初年度の月額5,400円×12ヶ月分+決算手数料5,400円からスタートします。  
 次年度以降は、前年の売上高に応じて月額6,480円~月額21,600円となります。
- 当所のコンピューターによる「記帳代行制度」をご利用ください。

### ▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

平成27年 9月 1日現在

日本生活金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度			
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	1.30% ~2.70%	中小企業 振興資金	1年以内	1.9%	小口 資金	1年以内	1.9%
小規模等経営改善資金 [通称:マル経資金] (無担保・無保証人)	1.25%		1年超3年以内	2.1%		1年超3年以内	2.1%
国の教育ローン	2.25%		3年超5年以内	2.4%		3年超5年以内	2.4%
			5年超7年以内	2.6%		5年超7年以内	2.6%
			7年超10年以内	3.0%			
			10年超	変動金利			

※各制度の内容やお申込み、その他の制度の金利など詳しくは、商工会議所(電話:53-2244)にご確認ください。

新たな事業展開等の取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を!

## 南さつま市中小企業小口金融融資制度

この制度は、南さつま市内の中小企業者の事業に必要な小口資金を融資し、中小企業の振興を図ることを目的としています。

### 【ご利用いただける方】

- (1) 南さつま市内に住所を有し、原則として同一業種（ただし、鹿児島県信用保証協会の保証対象業種に限る）の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。
- (2) 融資申込みの時までに、納期の到来している市税を完納していること。

### 【融資の条件】

資金用途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資期間	7年以内（うち据置6ヶ月以内）
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要
利率	鹿児島県中小企業制度資金中小企業振興資金の利率と同率

この制度には、信用保証料を南さつま市が全額（1事業者30万円以内）補助する制度があります。



## 南さつま市中小企業借入金信用保証料補助

中小企業小口資金を借り入れた中小企業者に対して、信用保証料の全額補助を行う制度です。

### 【ご利用いただける方】

- (1) 南さつま市内に1年以上住所又は事業を有し、現に事業を営む事業者。
- (2) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた事業者。

### 【補助の条件】

<補助限度額> 1事業者30万円以内

<手続> 申請をする方は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に申請書を商工会議所に提出し、交付の決定後、商工会議所を通じて請求書を南さつま市に提出します。

## 南さつま市商工振興資金利子補給制度のご案内

当所会員事業所の特典、利用してみませんか。

1. この制度は、商工業者の経営の安定を図るため、以下に掲げる対象資金の借入者に対して南さつま市が利子補給補助金を交付いたします。
2. 南さつま市内在住または事業所を有している南さつま商工会議所会員事業所である小規模企業者が、南さつま商工会議所を通じて利用した次のものを対象とします。
  - (1) 事業経営に必要な運転資金または設備資金とし、返済期間が36ヶ月以上の制度資金とします。
  - (2) 対象資金は、
    - ① 県信用保証協会を通じての県中小企業融資制度資金
    - ② 日本政策金融公庫国民生活事業資金
 とします。
3. 補助対象は、中小企業基本法に基づく小規模企業者とします

この小規模企業者とは、常時雇用する従業員数が20名以下（商業、サービス業は5人以下）と定められておりますので、該当しない場合、利子補給補助制度はご利用いただけません。

4. 補助率は、融資を受けた額の2%以内  
（融資実行時の利率が2%よりも低いときは、その利率が適用されます。）  
一事業所への補助額は、50万円が上限となっています。
5. 借り換えがある場合は、新たな借入分のみ交付されます。
6. 補助金の交付を受けようとするときは、
  - ① 委任状（商工会議所で準備いたします）
  - ② 借入れの実行を確認できる書類（返済表のコピーで可）が必要になります。

利子補給制度についてのお問合せは、南さつま商工会議所まで。  
電話：53-2244